

番号	1①
項目	学校事務職員の賃金を改善すること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	1②
項目	学校事務職員の代替である臨時的任用職員（日額臨任）賃金を日額1万5千円以上にすること。
<p>(回答)</p> <p>臨時的任用職員の制度につきましては、令和2年4月以降、市全体で日額が廃止となり月額となることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただいたところで</p> <p>す。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	1③
項目	学校事務職員の代替である任期付職員の任期対象となる休業等に産前産後休暇・病気休暇・介護休暇などを含めること。
<p>(回答)</p> <p>育休等任期付職員につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条及び地方公務員法第26条の6の規定に基づき採用を行っており、産前産後休暇等を任用期間の対象とすることは困難でございます。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	1④
項目	再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	2①
項目	学校事務職員の休暇制度は、教育職員と同様の制度とすること。
	(回答) ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	2②
項目	昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること。
	<p>(回答)</p> <p>昇格につきましては、2級への昇格は1級在級5年以上、3級への昇格は2級在級6年以上の内、人事委員会が実施する選考に合格することとし、昇格選考実施要綱に基づいて実施しております。</p>
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2③
項目	<p>「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。 (新規項目)</p>
<p>(回答)</p> <p>パワー・ハラスメントは、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成 29 年 1 月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知しております。</p> <p>また、教育委員会では教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しており、令和元年 10 月の服務監察だよりで改めて相談窓口を案内しております。</p> <p>今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 ⑮
項目	再任用短時間（義務制）の学校事務職員に定期健康診断を実施すること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の定期健康診断については、労働安全衛生法並びに学校保健安全法に基づき実施しております。市教委におきましては、週 20 時間勤務以上かつ通年勤務の教職員までを対象者として拡大し、実施させていただいております。</p> <p>加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく胸部エックス線検査においては、教職員の勤務時間数等に関わらず受診できる体制をとらせていただいているところです。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当